指定管理施設の管理運営評価表 (評価対象年度:平成30年度)

担当部署名		企画振興部 飯高地域振興局				地域振興課	
	評価対象期間	平成30年	4月	1 目	\sim	平成31年	3月31日
İ	評価対象年度指定管理料	982,	286 円				

1. 施設の概要等

	名 称	松阪市飯高グリーンライフ山林舎
	所 在 地	松阪市飯高町波瀬812番地1
施設の概要	設置目的	森林の持つ公益的機能に対する認識を深めつつ社会的要請に対応し、森林の総合利用を図り保健休養と潤いの場をつくり、併せて観光と交流事業を有機的に連携させて地域の活性化に資することを目的とする。
	設備の概要	 ・造成地面積 10,040㎡ ・休養宿泊施設 木造2階建 468㎡ 収容人員 32人 ・体験施設(木工陶芸教室) 2教室 木造平屋建 179㎡ 木工教室 ・テニスコート 2面 1,330㎡ ・取付道及遊歩道兼散策路 延長 507m ・吊橋 きずな橋 延長 55m ・その他 植栽、修景施業等

2. 指定管理者の概要等

÷	2. 拍足官連有の似安守						
±±	定管理者	名 称	合同会社 山林舎				
11	1足 生有	所 在 地	松阪市飯高町波瀬811				
	指定管理業	美務の内容	○山林舎の運営企画に関する業務○山林舎の維持管理に関する業務○山林舎の団体登録に関する業務○山林舎の利用の許可に関する業務○山林舎の利用料金に関する業務				
業務	管理業務の	実施状況	 ○ 営業日数 345日 ○ 陶芸教室 173人 宿泊人数 大人 1.616人 ○ 遊水施設 167人 小人 156人 ○ テニス 98人 日帰り食事他 190人 				
運営実施状	サービスの	○奈良市観光協会や宇陀市の観光協会との広域連携 ○毎日のブログの更新 ○地域の食材を使用した新しい料理メニューの開発 ○東吉野村の新しい観光施設への訪問 、R166の連携 ○インバウンド向け『訪日.com』との契約					
況	施設・設備	1等の維持管理	○客室エアコンの交換、電話設備の交換○防火設備等施設内の設備の定期的な点検				

指定期間 平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日

(単位:円)

	(単位:						(井)広・11)		
			事業計画	事業収支実績					
			尹未可四	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
		指定管理料	982, 286	982, 286	982, 286	982, 286	982, 286	982, 286	
		営業収入	20, 150, 000	16, 696, 922	19, 857, 549	20, 130, 928	17, 134, 670	16, 909, 453	
		営業外収益		39, 956	40,000	9, 115		5, 009	
事		特別収益							
業		計 (A)	21, 132, 286	17, 719, 164	20, 879, 835	21, 122, 329	18, 116, 956	17, 896, 748	
収支	支出	人件費	6, 988, 000	3, 541, 915	5, 683, 100	6, 851, 812	5, 763, 391	3, 324, 596	
推		事務費	1, 350, 000	986, 322	1, 350, 000	1, 377, 171	1, 604, 139	1, 617, 845	
計		事業費	12, 786, 000	12, 952, 523	13, 631, 735	12, 831, 235	12, 131, 638	12, 893, 776	
		その他の支出		152, 586	150, 000	39, 473	12, 933	41, 446	
		計 (B)	21, 124, 000	17, 633, 346	20, 814, 835	21, 099, 691	19, 512, 101	17, 877, 663	
	1	収支差引額(A)- (B)	8, 286	85, 818	65,000	22, 638	-1, 395, 145	19, 085	

3. 指定管理者業務運営項目別評価

3. 指定官理有果務運呂項目別評価 評価項目				指定管理者 自己評価		署評価
	業務運営項目	内容	採点	判定	採点	判定
	①施設の目的や基本方針 の確立	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されていたか。 また、職員は理解していたか。	5		4	
	 ②施設設置目的の達成度 	施設の管理運営を通して、施設の設置目的は達成されたか。	4		4	
管理	③利用者数	利用者数は当初目標数を達成されたか。	4		3	
業務の	④運営状況	施設の供用日数・供用時間は守られたか。また、適正な施設の 維持管理、運営が行われたか。	4	В	3	В
実施出	⑤職員の配置状況・勤務 実績	職員の配置状況・勤務実績は適正であったか。また、業務執行 体制(作業責任者・業務担当者)は明確になっていたか。	4		3	
状況	⑥意思疎通	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者の間で十 分な連絡調整がなされていたか。	4		4	
	⑦各種管理記録等の整備 ・保管	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴 等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	4		4	
	⑧地域の振興・活性化	地域や地域住民との交流・連携に関する取組みを実施し、地域 交流の支援を行ったか。	5		4	
	①施設利用状況及び利用 者数増加への取組み	自主事業や運営方法の工夫等利用者数増加に向けた具体的な取 組みはあったか。(注1)	4		3	
	②利用者の平等な利用	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよ う、施設のサービス水準を確保するための取組みを行ったか。	5		4	
サ	③適切な情報提供	全ての利用者が情報を得ることができるよう適切な利用情報の 提供を行ったか。	4		4	
ービスの	④利用促進・PR	当該施設・事業について、広報誌やパンフレットを作成するなど、具体的な取組みが実施され、積極的な利用促進が図られたか。	4	, n	3	, D
の 質 の	⑤非常時・緊急時の対応	事故、災害等の緊急事態発生時の危機管理マニュアルの整備や 対応体制の確立はされていたか。	4	В	4	В
向	⑥苦情解決体制及び対応	利用者からの意見・苦情等を受けて迅速かつ適切に処理できる 体制が整っていたか。 また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	4	4		
	⑦自主事業	利用者ニーズに即した自主事業が実施されたか。	4		3	
	⑧利用者アンケートの実施	利用者アンケートを実施し、利用者の意見・要望、満足度の把握に努めたか。 課題がある場合は対応策を講じたか。	4		4	
1.6-	①建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の 保持がされていたか。	4		4	_
施設・	②備品・什器等の保守点 検	備品・什器等が適切に管理され、良好な機能が保持されていたか。	4		4	
設備等	③修繕業務	点検によって異常が認められた場合には、速やかに修繕・交 換・整備・調整等の適切な処置を講じたか。	4	В	3	В
の維	④樹木・植栽等管理業務	草取りや除草等を行い、利用者が快適に利用できるような良好な景観が保たれていたか。	4	ם	3	ם
持管理	⑤清掃業務	敷地内は全て利用者が快適に利用できるよう清潔な状態が保た れていたか。	4		3	
	⑥鍵管理	鍵の管理は適切であったか。	5		4	

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
【努力した点・成果等】	【評価すべき点】
な連携、毎日のHP便りの発信、地域にある食材などを使用した料理の提供を行った。 ○地域イベント、R166、セミナーなどに積極的に参加した。	○山林舎だよりのブログの更新をほぼ毎日続けられたことは 評価できる。また、内容も地域の観光案内なども取り入れ工 夫されている。 ○集客につなげるよう、奈良県方面へもPRに努めているこ とは良い。
【改善すべき点】	【指導すべき点】
○三重県や飯高町を外の人にもっと知ってもらうようにする。 ○年間の入込客数が減少しているので年間を通しての入込客数を増加させるイベントなどを行う。 ○国内だけでは限られているので外国人向けインバウンドの取り組も必要。 ○宿泊施設内部だけでなく、施設周辺の地域の活性化や元気、整備も必要。 ○少子高齢化に向けた取り組みも考える。	○施設運営の民営化に向け、安定経営に取り組んでいるところだが、経営に対し主体的な取組を期待したい。○定期的に、経営状況を数値化し収支状況を把握することで、経営改善につながると思われる。

【所属長意見(今後の方向性等)】

- ○本施設は、観光交流人口等の受け皿として地域の活性化に欠かせない施設である。 ○平成30年度収支は、台風等の影響もあり営業収入が落ち込む中、経営環境は非常に厳しいが、「山林舎を考える地域委員 会」が立ち上がり、地域や団体との連携による新たな取組も生まれたことから、引き続き地域内団体との連携を深め、集客 アップを行い、経営基盤の強化を図り、民営化への素地が整うよう努力を行われたい。

l	点数	採点基準					
	5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。				
	4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。				
	3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。				
	2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。				
	1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。 早急に改善が必要である。				

評価	評価の判定基準
A	5 が半分以上かつ残りも3以上
В	全てが3以上
С	2 が含まれる
D	1 が含まれる